


# 平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

### 全職種平均

 **全 国** (18,632円) 平成29年3月比； **+2.8%** (平成24年度比； **+43.3%**)  
**被災三県** (20,384円) 平成29年3月比； **+1.9%** (平成24年度比； **+58.3%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

参考：近年の公共工事設計労務単価の伸び率

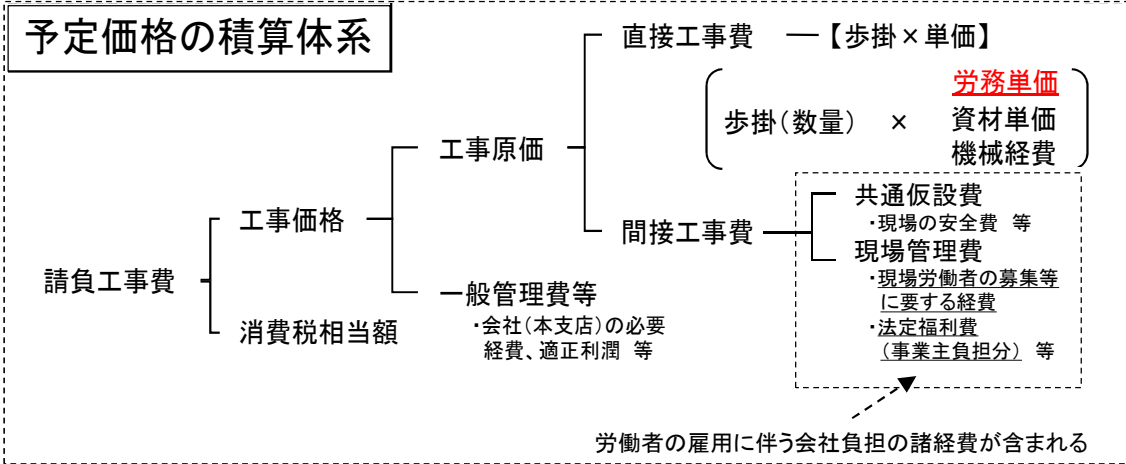
	H25	H26	H27	H28	H29 (H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4% (+39.3%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3% (+55.3%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

# 公共工事設計労務単価の概要

## 公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約16万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
- **留意事項**:
  - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
  - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)



## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)

